

大阪中央労働基準監督署発表  
令和8年3月26日

令和8年3月26日

【照会先】

大阪中央労働基準監督署  
電話

06-7669-8726

## 労働基準法違反の疑いで書類送検

(時間外割増賃金及び深夜割増賃金不払いの疑い)

令和8年3月26日、大阪中央労働基準監督署(署長 わたなべ かずみ 渡邊 和美)は、飲食店の炭火焼鳥とりだん本町店の代表者を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

### 記

#### 1 被疑者

炭火焼鳥とりだん本町店代表者 A (以下「被疑者 A」という。)  
本社所在地 大阪市中央区備後町  
事業内容 飲食業

#### 2 違反条文等

被疑者 A に対して  
労働基準法違反  
同法第 37 条第 1 項  
同法第 37 条第 4 項  
同法第 119 条第 1 号 (罰則)

#### 3 事件の概要

被疑者 A は、事業場の労働者 1 名に、令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日の期間、法定時間外労働及び深夜労働を行わせたにもかかわらず、時間外割増賃金及び深夜割増賃金を支払わなかった疑いがあるものです。

#### 4 参考事項

適用法条文は別紙のとおり。

## 適用法条文

### 労働基準法

#### 第三十七条

- ① 使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
- ② ～③ (略)
- ④ 使用者が、午後十時から午前五時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで）の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
- ⑤ 第一項及び前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他厚生労働省令で定める賃金は算入しない。

#### 第百十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第六項、第三十七条、第三十九条（第七項を除く。）、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第百四条第二項の規定に違反した者
- 二 (略) ～四 (略)